

細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める意見書

細菌性髄膜炎は、国内で年間1000人もの乳幼児がかかる病気で、その約半数は生後六ヶ月から1歳までの子であり、死亡率5%、後遺症の残る率は20%といわれている。初期は発熱以外に特別な症状がみられないため、診断もむずかしく、重篤な状態となって初めてわかる病気であるが、予防接種によって高い予防効果が認められている。

この病気の原因とされるインフルエンザ菌b型（ヒブ）と肺炎球菌には、すでにワクチンができ、世界保健機構（WHO）は1998年に世界中の国々に対して、乳幼児へのヒブワクチン無料接種を推奨している。

肺炎球菌についても七価ワクチンが世界77カ国で承認され、このワクチンを定期接種化した国々では、「細菌性髄膜炎は過去の病」となっており、アメリカでは発症率が約100分の1に激減したといわれている。

日本では、ヒブワクチンは2008年12月によりやく接種できるようになったが、まだ任意接種のため、4回の接種で約3万円もかかり、子育て世代には大きな負担となっているのが実状である。

ヒブワクチンと七価ワクチンの公費による定期接種化が実現すれば、恐ろしい細菌性髄膜炎から子どもたちを守ることができ、子育て世代の切実な要求でもある。現在、全国的にも助成自治体が広がりつつあるが、ぜひ、国として、一日も早く肺炎球菌ワクチンの承認と両ワクチンの公費による定期接種化を実現すべきである。

よって、国におかれては、速やかにヒブワクチンの定期接種化及び乳幼児が接種できる肺炎球菌（七価ワクチン）の早期承認と公費による定期接種化を実現するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年10月2日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣